

令和8年度

第36回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年6月10日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について（第34回保留分）
議案第5号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	非農地通知について
議案第8号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

出席委員（18名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭
9 番 小栗 誠二
10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘
17 番 貴志 年伸
18 番 藤井 友彦
19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
技 術 主 査 田中 久美子
主 任 田伏 諒
主 任 清瀧 篤樹

農林水産課

課 長 田中 一峰
班 長 山路 裕雅
主 任 山田 尚希

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第36回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る5月29日、井口委員、曾根委員、藤井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくをお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、小方委員、藪委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、3件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 2は住所が・・・ですが、和歌山市内の知人が管理、No. 3は住所が・・・ですが和歌山市内の親戚が耕作することです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で2件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件、農業用露天駐車場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納で1件ありました。

令和8年3月12日付で届出を受理しましたが、譲受人の変更により今回返納することとなりました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

5月19日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

5月14日付、5月19日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 3は、地役権の設定となります。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の計画で、新規の計画が11件ありました。

なお、借人の耕作地に荒廃農地がないことを確認しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外 説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料(位置図)をご覧ください。

除外3件の申出があり、P1に、位置図、P2に計画変更内容説明資料を示しております。

では、除外の申請があった3件について、順に説明させていただきます。

①について説明させていただきます。

参考資料のP3からP8をご覧ください。

P3にありますように申出地は・・・にあり、赤色で着色し示している箇所です。・・・に位置しております。

また、同じく、P3、P4には代替地を、P5には申出時に受領した代替地検討書を、P6には申出地を撮影した写真を、P7には農用地区域の広がり、P8には関係各課の意見を添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者の・・・は和歌山市・・・に本社を置き、・・・を営む法人です。

申出地が隣接する・・・は多くの大型貨

物車両が通行していますが、当該路線沿いには大型車両が駐車し、休憩できる施設が不足している状況であるため、駐車場及び休憩所を建設したい意向です。

申出地は、北側に道路、東側、南側及び西側に農地に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えます。

②について説明させていただきます。

参考資料のP9からP14をご覧ください。

P9にありますように申出地は・・・にあり、赤色で着色し示している箇所です。

・・・に位置しております。

また、同じく、P9、P10には代替地を、P11には事務所と既存資材置場、申出地の位置関係を、P12には申出時に受領した代替地検討書を、P13には申出地を撮影した写真を、P14には農用地区域の広がり、P15には関係各課の意見を添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・氏は和歌山市・・・に事業所を置き、・・・を営んでいます。

申出地の近隣に資材置場を構えています。が、手狭であるため拡張したい意向です。

申出地は、北側に水路、東側に農地、南側に道路、西側に宅地に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼ

すとは認められないため、農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

③について説明させていただきます。

参考資料のP 1 6 からP 2 1 をご覧ください。

P 1 6 にありますように申出地は・・・にあり、赤色で着色し示している箇所です。・・・に位置しております。

また、同じくP 1 6、P 1 7 には代替地を、P 1 8 には申出時に受領した代替地検討書を、P 1 9 には申出地を撮影した写真を、P 2 0 には農用地区域の広がり、P 2 1 には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・は、・・・に事業所を置き、・・・を営む法人です。

申出地の近隣に既存の資材置場がありますが、その土地を含め、周辺で開発の計画が進んでおり、代替となる資材置場を確保したい意向です。

申出地は、北側に道路、東側に農地、南側に農地及び道路、西側に農地に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、申出地を農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

以上の3件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

なお、第1号から第6号の要件については、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がないこと
- 2 地域計画の達成に支障がないこと
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること
となっております。

説明は以上となります、ご審議の程よろしくお願い致します。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1 およびNo. 3 について、現地調査並びに事情聴取を行っています。No. 1 について、井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 議案第1号No. 1 について報告します。

5月29日、私と曾根委員、藤井委員それに事務局、市農林水産課とともに現地調査をし、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・の2車線道路に接続している第1種農地です。

地目は田、現況は、きれいに耕運されており周辺農地同様、田植えの準備が整っている十分管理された農地です。

農用地区域除外申出理由については申出人が長年営農を続けてきたが、高齢となり後継者もないことから、このままでは耕

作放棄地となり近隣農家に多大な迷惑がかかることを心配して地元企業に相談したところ、大型車両の休憩施設として有効活用する計画を提案され、これなら交通安全に寄与できるとして全面的に承諾したものの。

申請者については和歌山市・・・に本社を置く・・・で、その業務内容は主に・・・となっています。

・・・であり地域密着型企业として活動しているとのことでした。

転用目的、方法は・・・までの約10km区間には、その沿道にコンビニは5か所ですが、大型車両が休憩できる場所がない。唯一、・・・のみ大型車両5台が駐車できるスペースを確保しているに過ぎません。

このような状況下で、当該農地を既存道路の高さまで造成工事（約60cm）を行い、更にアスファルト舗装をしたうえで前面に大型専用駐車場区画10台分、奥にセルフ食堂を併設した休憩所（約28坪）を設置、地域住民の安全確保と運転者の労働環境改善を目的として計画しています。

休憩所施設には合併浄化槽を設置し、休憩室及びトイレは24時間開放を検討中です。

雨水等の排水については、奥に行くほど勾配をつけ道路沿いの用水路に放流します。

隣接農家の同意もあり、農地への被害がないよう対処するとの説明を受けています。

参考までに、当該計画を立案するについては、SNSや同業者、会社近くのコンビニ店長等から聞き取り調査をして実態を把握し、現状分析を行ったうえでの申請とのことでした。

なお、資金計画については銀行と交渉検討中です。

現地調査結果としては本件については、他に代替地はなく周辺農地への影響や用水路等に支障を及ぼさないと考えられます。報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 3について、藤井委員さん報告願います。

◆18番（藤井 友彦） 5月29日に井口委員、曾根委員、事務局、和歌山市農林水産課職員及び私で現地調査を行い、引き続き申請人である・・・から事情聴取を行いました。

申請人は、現在申請地近隣の・・・を行っています。

その開発地の中に・・・の露天資材置場があり、開発に際して移転してもらう必要があったため、その移転先の代替地を探していました。

申請地以外にも3件代替地を検討しましたが、近隣に民家がある、地権者が営農継続意向である、面積が狭小である等の理由によりいずれも代替候補地から除外し、最終的には、元の露天資材置場から近いこと、周辺に民家がないことから、申請地が代替地として適当であると判断しました。

申請地について農用地区域除外及び農地法5条1項による許可申請が認められれば、申請人が申請地を取得した上で、・・・に申請地を露天資材置場として賃貸する予定です。

周辺農地地権者の同意は得ており、排水については現時点では水利組合の同意まで

は得ていませんが、使用料等の確認はしているとのことです。

現地調査及び事情聴取の結果は以上のとおりですので、各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は「やむを得ない」とさせていただきます。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで2,673㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、No.1については、P13の議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてのNo.3と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No.2は市街化区域の使用貸借権2年の設定、No.3は市街化区域の使用貸借権2年10カ月の設定で議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願についてNo.1と関連です。

No.4、5はいずれも贈与です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（第34回保留分）、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、令和8年4月10日第34回総会にて耕作計画の実現性に疑義があったため保留となったもので、申請者から新たな計画書の提出があったため再度ご審議をお

願います。

机上に配布させていただいた計画書の写しをご覧ください。

前回問題となった果樹栽培は事情聴取のときに農業委員から申請地では耕作に向かないことを教えていただき、裏作であるキャベツやブロッコリー等を栽培していきたいとのことです。

また、現在所有している農機具として軽トラックの写真も添付されており、トラクター及び草刈り機を導入予定で、必要な資金証明資料も添付されております。

以上のことから、本件は許可要件の全てを満たしているものと思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側で・・・を営む法人です。

事業の拡大に伴い、・・・の置場が不足してきたことから、事業所から近い当該申請地を露天資材置場及び露天駐車場として

令和7年11月4日付で5条許可済でありました。

現在の事業所と地続きに利用でき、敷地を一体的に利用できることから、今回、隣接する土地を事業地として追加するための事業計画変更申請を行うものです。

本申請における変更点は、事業地の追加、工事期間の延長、排水計画の変更です。

事業地については、・・・を追加し、工事期間については、令和7年11月4日から6カ月間を1年間に延長いたします。

排水計画については、雨水を申請地西側に新設する会所で集水し、市道側溝まで排水管を通して排水する計画に変更することです。

なお、本申請にあたり、事業地の追加をすることから、5条の許可申請を行っており、P18の議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 4と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号を可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむ

ね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、事業者から依頼を受け、・・・となる土地を探していたところ、申請地は国道沿いで利便性が高く適地であることから、当該申請地を貸露天資材置場として転用申請するものです。

なお、令和8年3月12日付で農用地区域を除外しています。

また、転用完了後は、備考記載の法人に賃貸借します。

No. 2 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地近くに小学校があり、住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中で、農地以外の土地604.12㎡を含みます。

また、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。駅が徒歩圏内にあり、自動車で5分程度の位置にスーパーもあり、住環境に適していることから当該申請地を分譲住宅として、転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 4 本件は議案第5号No. 1で説明済みのため、省略させていただきます。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。なお、No. 1およびNo.

4につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆15番（堀 良子） No. 1の案件について転用完了後、・・・に賃貸借するという事ですが、この資材置場の中身はわかっていますか。

◆藤田副課長・・・を置くとなっています。

◆15番（堀 良子） この場所の面している県道は小学校や中学校の通学路になっています。

また新しい県道で通行量も非常に多い所です。

そういった面から景観や子供たちの安全面を考えて、できれば安全のために目隠しや囲いを設置してもらえないか要望したいのですが如何でしょうか。

◆藤田副課長 堀委員のご意見を事業者に伝え、フェンス等の安全対策を強く要望したいと考えています。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

（異議なし、との声）

ないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定

に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

名草地区毛見で（77件、150筆）を貴志農業委員、南方推進委員と共に、東山東地区黒岩。黒谷で（23件、54筆）を且来推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書9件の提出がありました。

面積は田が3筆967㎡、畑が15筆13,818㎡、合計14,785㎡です。

議案書番号1から9について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、毎年、前年度の活動の点検・評価を行い、

公表することとなっています。

P1は、令和7年4月1日現在の、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

P2上段から中段にかけては、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。

P2中段の③をご覧ください。

令和7年度の新規集積面積の実績は、-5.6haとなっています。

これは、新規で担い手へ集積された農地面積から、担い手が規模縮小、離農等の理由で手放したまたは更新しなかった面積の差し引きの面積となっています。

集積率は目標の19.4%に対し、実績19.1%と目標をわずかに下回りました。

P2下段からP3上段にかけては、遊休農地の発生防止・解消について記載しています。

P3、ページ上段の③実績をご覧ください。

令和7年度の実績は、令和3年度までに発生した遊休農地については、解消目標2.6haに対し、3.7haの遊休農地を解消しました。

また、令和6年度に新規で発生した遊休農地については、解消目標6.3haに対し、0.1haの遊休農地を解消しました。

令和3年度までの目標は達成しましたが、令和6年度新規の遊休農地については、目標値までは達していないため、今後、さらなる解消対策が必要です。

P3下段からP4上段にかけては、新規参入の促進について記載しています。

P4上段をご覧ください。こちらは、利用権設定等に関して、令和6年度中に新規

参入者に貸し付けた農地面積を記載しています。

令和7年度の目標4.3haに対し、4.8haとなっています。

また、新規参入者の参入状況についても、過去3年間の平均が32経営体4.9haに対し、令和7年度の実績は、56経営体、13.1haと増加しています。

P4中段からP5中段にかけては、最適化活動の実績を記載しています。

活動強化月間の活動実績として、令和8年1月から3月にかけて戸別訪問等を行いました。

また、新規参入相談会として、令和8年2月に、県主催のAGURIわかやま就農相談フェアに出席しました。

P5下段については、これらの成果実績及び活動実績の達成率を集計し評価しており、和歌山市農業委員会の成果としては、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたとなりました。

P6については、総会等の開催内容、農地法3条事務、農地転用事務の処理件数、違反転用への対応等について記載しています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） ほかに何かありませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第36回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会